

第2回（平成28年度第1回）小金井市男女平等推進審議会

平成28年5月26日（木）午後2時～

場所：前原暫定集会施設B会議室

次 第

1 報告事項

- (1) 市の人事異動について
- (2) 平成28年度企画政策課男女共同参画室事業について
- (3) 男女平等に関する市民意識調査及び男女平等推進のための市職員意識調査結果について（平成27年実施）
- (4) 市関連計画について
 - ア 第4次小金井市基本構想・後期基本計画（平成28年度～平成32年度）
 - イ 小金井市人口ビジョン小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略
 - ウ 小金井市特定事業主行動計画

2 議 題

- (1) （仮称）第5次男女共同参画行動計画の策定について
 - ア 計画策定にあたっての基本的な考え方について
 - イ 市民懇談会・パブリックコメントについて

（配付資料）

- 資料1 平成28年度企画政策課男女共同参画室事業一覧
 - 資料2 小金井市男女平等に関する市民意識調査及び男女平等推進のための市職員意識調査結果のまとめ
 - 資料3 計画策定にあたって～（仮称）第5次男女共同参画行動計画 改定のポイント
 - 資料4 第6期小金井市男女平等推進審議会における意識調査・提言案に対する意見について
 - 資料5 市民懇談会の開催時期と内容について
 - 資料6 小金井市市民参加条例（抜粋）
 - 資料7 小金井市市民参加条例施行規則（抜粋）
- 参考資料

平成28年度企画政策課男女共同参画室事業一覧

1 市民参加による事業

(1) こがねいパレット（10月～12月に開催予定）

(2) 男女共同参画情報誌「かたらい」発行（9月、3月の年2号発行。）

※ かたらい編集委員については、今年度10月に改選予定（活動期間2年）。

市報「こがねい」7月15日号で募集記事掲載予定、その他ホームページでも募集予定。

2 女性総合相談

年47回（金曜日午後）開催。1日3人
保育利用も可。

3 再就職支援講座

（公財）東京しごと財団東京しごとセンター多摩との共催事業

4 配偶者暴力・ストーカー被害者に対する個人情報保護の支援措置

5 DV防止啓発パネル展（11月12日～25日）

市役所第二庁舎風除室にて、啓発パネルや事業紹介パネルを掲示。

6 多摩3市（小金井市・狛江市・国立市）男女共同参画推進研究会事業（多摩・島しょ広域連携活動助成金事業）

(1) 研究テーマによる講演会（平成29年1月下旬、宮地楽器ホール小ホールで開催予定。他2市においても実施）

※ 例年の男女共同参画シンポジウムに替えて実施

(2) 多摩3市の市民による市民交流会（年2回を予定）

(3) 啓発冊子及び啓発物品を作成予定

7 広報を通じた周知・啓発

(1) 市報「みんなのひろば」

5月1日号 表現ガイドライン（「男女共同参画の視点からの表現の手引」とメディア・リテラシー、情報誌かたらい等発行冊子紹介

6月1日号 DV・デートDV防止啓発（DVチェックシート掲載）

6月15日号 男女共同参画週間、ワーク・ライフ・バランス

7月1日号 女性総合相談、男女平等苦情処理窓口

10月1日号 国内研修事業の参加者募集

(2) その他

男女平等に関する市民意識調査報告書、第4次男女共同参画行動計画・平成27年度進捗状況、働く場の男女平等、制度周知等

※市報のほか、随時、ホームページで啓発を行う。

8 事業実施を通じた周知

男女平等都市宣言、男女平等基本条例 ほか

9 印刷物を通じた情報提供

(1) 「新成人のみなさんへ」(成人式配付物)

(2) DV相談緊急連絡先広報カード(市施設女子トイレ・第二庁舎入口で配付)

(3) 「知っておきたいデートDV」(啓発パンフレットをホームページ等で周知)

(4) 多摩3市男女共同参画推進研究会発行啓発冊子

ア 「DVを知らなきゃ DVをなくせない」

イ 「ENJOY子育て 忙しいパパのための子育てTIPS」

※ 市役所第二庁舎入口で配付及びホームページ等で周知

10 その他

(1) 苦情処理窓口及び苦情処理委員

男女平等苦情処理委員の委嘱(平成27年5月23日～29年5月22日)

山田義雄さん(弁護士)

井爪利恵子さん(民生委員・児童委員)

(2) 国内研修事業参加補助

(3) 緊急一時保護施設運営費補助

小金井市男女平等に関する市民意識調査及び 男女平等推進のための市職員意識調査結果のまとめ

【調査実施概要】

市民意識調査	調査対象：市内に居住する18歳以上の男女個人2,000人
	回収結果：874票／2,000票（有効回収率：43.7%）
職員意識調査	調査対象：全職員（979人）
	回収結果：736票／979票（有効回収率：75.2%）

1 男女平等意識

○各分野の男女平等観〔P87～P92〕

「男女平等である」が5割を超えるのは“学校教育の場”のみとなっている。

《男性優遇》は“政治の場”、“社会通念・慣習・しきたりなど”で7割台、“職場”や“社会全体として”で6割台と多くなっている。また、《男性優遇》はいずれの項目でも女性の方が多く、平等感には男女差が現れている。

全体として、前回（平成24年度）調査の結果と大きな変化は見られず、市民の中では依然として《男性優遇》の社会であるという感じ方は変わっていない。

2 ワーク・ライフ・バランスの実現

○1日あたりの家事に携わる時間〔P19～P21〕

平日は、女性では3時間以上が約4割、男性では1時間以上が2割、「まったく関わっていない」も2割台となっている。これは就労状況や共働き状況でみても大きな違いはなく、女性が家事に多くの時間を割いていることがわかる。

○1日あたりの仕事に携わる時間〔P22〕

一方、就業の時間を見ると、女性では8時間以上が3割弱、男性では5割台と多い。また男性では「10時間以上」が4割弱を占めており長時間労働の現状が浮かび上がっている。

○生活における優先度（希望・現実）〔P23～P26〕

希望と異なり、現実には、女性では『家庭生活優先』、男性では『仕事優先』が多くなっている。理想と現実のギャップは特に男性の30代と50代を筆頭に大きくなっている。

前回調査と比較すると希望・現実双方において『家庭生活優先』の割合が増えており、ワーク・ライフ・バランスの希望と現実が流動化してきていることも垣間見られる。

○男女の役割分担意識（男は仕事、女は家庭）〔P27～P29〕

女性では《反対》が半数以上を占めている。一方、男性では《賛成》と《反対》が共に4割台で並んでおり男女差がみてとれる。年代別でみると、男性では年代が上がるにつれて《賛成》が増え、50歳代を境に《賛成》が多数派を占めるようになる。この結果、50代・60代において男女の意識差が最も大きくなっている。

国（内閣府）の調査と比較すると《賛成》は全国に比べて少ないが、前回調査結果と比べると男女ともに《賛成》がやや増加している。

職員意識調査〔P27～P28〕では、男女とも《反対》が半数以上を占めている。

○一般的に女性が仕事を持つことについての考え〔P30～P33〕

男女とも「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」（中断再就職型）が4割弱で最も多く、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」（就労継続型）も3割台となっている。年代別でみると、40代までは女性は就労継続型、男性は中断再就職型を選択する人が多く、意識の違いがあらわれる。

国（内閣府）の調査結果では就労継続型が4割台、中断再就職型が3割台であり、これと比較すると男女とも中断再就職型が多くなっているのが特徴といえる。

職員意識調査〔P29～P30〕では、男女とも就労継続型が最も多く女性で5割、男性で4割台となっている。中断再就職型は男女とも2割台となっている。

●（職員意識調査）希望する役職〔P51～P53〕

「係長職」が2割台、「主任職」と「管理職」が1割台となっている。また、女性では「特に昇進したいと思わない」が半数を超えている。

●（職員意識調査）上級職を望まない理由〔P54～P55〕

「魅力を感じない」が51.2%で最も多く、以下、「自分の能力に不安」が49.1%、「家庭との両立が難しい」、「責任が重くなる」が3割台で続いている。また、女性では「家庭との両立が難しい」が男性より多く、男性では「魅力を感じない」が女性より多くあげられている。

○女性の就労継続のために必要なこと〔P34～P36〕

「保育施設や学童保育所など、子どもを預けられる環境の整備」が83.5%と特に多い。以下、「男性の家事参加への理解・意識改革」、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」、「女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革」が5割台で続いている。

○子どもを産み育てやすい環境〔P58～P60〕

「認可保育園など保育施設の拡充」が7割を超えて最も多くなっている。以下、「育児休業中の給与の保障」、「子どもが病気のとき一時的に預かってくれる施設の充実」、

「学童保育の充実」が5割以上で続いている。

○介護してほしい人〔P69～P70〕

女性では「施設や介護サービスの職員」が多く、男性では「配偶者」が多くなっている。

○介護が女性負担となりがちな理由〔P71～P72〕

「男性が介護する場合、家計の収入が大きく減ってしまうから」が7割弱で最も多くなっている。以下、「男性の方が仕事の時間が長く介護の時間がとれないから」や、「介護休業制度がまだ不十分だから」といった意見が続いている。

●（職員意識調査）育児休業制度の利用意向〔P36～P38〕

女性では「利用したい」が8割と多くなっている。一方、男性では4割台にとどまり、「利用したいが利用できそうにないと思う」が3割台となっている。

●（職員意識調査）介護休業制度の利用意向〔P36～P38〕

女性では「利用したい」が7割台と多くなっている。一方、男性では約5割にとどまり、「利用したいが利用できそうにないと思う」が3割程度と比較的多くなっている

●（職員意識調査）職場の育児・介護休業制度利用者について〔P39～P42〕

性別に関わらず育児・休業制度を利用する人に対して「抵抗はない」が多数を占めている。

「男は仕事、女は家庭」という性別での偏りは依然として根強く、ワーク・ライフ・バランスの実現には遠い状況。それを阻んでいるのは制度だけでなく、意識も障壁となっている。

3 人権尊重・暴力防止

○DVの被害経験〔P73～P77〕

「まったくない」が7割以上。「被害の経験」では“怒鳴ったり、暴言を吐いて、人格を否定する”が1割程度となっている。被害経験ありは女性で18.3%、前回調査とほぼ変わらない。なお、国の調査では女性の被害経験は23.7%であり、市の結果はそれより少ない。

女性のDV被害における相談経験（20.3%）は前回（30.8%）より減少しており、相談しなかった理由としては「相談しても無駄だと思った」が増加している。

○DV被害の相談先〔P80～P81〕

相談先は「友人・知人」や「親族」が多く、「医師、カウンセラーなど」や「市役所の窓口・電話相談など」の専門機関や公的機関の利用は1割前後となっている。

4 推進のための仕組みづくり

○市の施策・取り組みの認知状況〔P93～P97〕

「知っている」はいずれも1割未満となっている。「聞いたことがある」をあわせた《認知》で見ると、“男女平等都市宣言”、“不平等や差別に対する苦情・相談窓口”、“男女共同参画講座（公民館）”、“こがねいパレット”が2割台。一方、「知らない」は多くの項目で7割以上となっている。前回と比較しても認知は微増から横ばいにとどまるものが多い。

○男女共同参画に関わることばの認知状況〔P98～P102〕

「知っている」は、各種ハラスメントで8割台と多い。「聞いたことがある」をあわせた《認知》で見ると、各種ハラスメントは9割台、“男女雇用機会均等法”、“育児・介護休業法”が8割台、“ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）”、“ジェンダー”が6割台となっている。男女共同参画社会基本法は「知らない」人の方が多く、前回調査よりも認知度は下がっている。

○施策要望〔P108～P111〕

「女性が働きやすい環境づくりの促進」と「子育て支援策の充実」の2項目が6割台で多くなっている。この他では、「女性の再就職のための職業相談・学習機会の充実」と「学校で平等意識を育てる教育の充実」が4割台で続いている。前回調査から大きな違いはない。

職員意識調査〔P79～P81〕では、「子育て支援策の充実」と「女性が働きやすい環境づくりの促進」が6割前後で多く、市民要望と共通認識となっている。

●（職員意識調査）日頃心がけていること〔P59～P61〕

“市民との接遇において、性差別的な用語に気をつける”、“市民との接遇において、男女によって対応に差をつけない”が6割台で多く、男女に差はない。

計画策定にあたって

～（仮称）第5次男女共同参画行動計画 改定のポイント～

計画の位置づけ

男女共同参画行動計画・DV対策基本計画および女性活躍推進計画の3計画を一体的に策定する

	男女共同参画行動計画	DV対策基本計画	女性活躍推進計画
内容	男女共同参画を推進していくための施策の基本的方向や具体的な内容を定める計画	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る計画	女性の職業生活における活躍を進めるための計画 ・推進計画 ・事業主行動計画
根拠法	男女共同参画社会基本法	配偶者暴力防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)	女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)
国	第4次男女共同参画基本計画 H27.12策定 (10年間を見越した方針と5年間の実施計画)	基本方針 H25.12策定 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針)	基本方針 H27.9閣議決定 (女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針)
都	男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2012 計画期間：H24年度～H28年度 (東京都配偶者暴力対策基本計画と一体)		東京都女性活躍推進白書 H28.2策定
市	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 小金井市男女平等基本条例 </div> 小金井市第4次男女共同参画行動計画 計画期間：H26年度～H28年度 (市町村配偶者暴力対策基本計画と一体)	(市町村女性活躍推進計画)	

一体的に策定【計画期間：H29～H32年度予定】

男女共同参画行動計画改定のポイント（関連制度の動向）

■ 女性活躍推進法の成立（H28.4 施行）

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

<基本原則>	<市町村の役割>
<ul style="list-style-type: none"> ● 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること ● 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること ● 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと 	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。 ● 地域の特性を踏まえた主体的な取り組みを推進する。また、女性やその家族からの相談・助言等に努めることとする。 ● 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

■ （国）第4次男女共同参画基本計画策定（H27.12）

<目指すべき社会>	<基本的方向性（強調している視点）>
<ul style="list-style-type: none"> ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会 ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会 ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会 ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会 	<ul style="list-style-type: none"> ● あらゆる分野における女性の活躍 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍、仕事と生活の調和 など ● 安全・安心な暮らしの実現 女性の健康支援、DVの根絶、困難を抱えた女性への対応 など ● 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 各種制度の整備、意識改革・理解促進、防災・復興体制の確立 など ● 推進体制の整備・強化 地域における推進体制の強化 など

■ 男女共同参画を取り巻くその他のキーワード

人口減少社会	我が国の人口は、少子・高齢化が進み、2005（平成 17）年に人口減少局面に入ったとされている。急速な人口減少は国や社会の存立基盤にかかわる問題であり、家族や地域、職場のあり方など様々な側面で課題が生じている。
働き方の二極化（正規・非正規）	正規と非正規との行き来が極めて難しく、働き方が二極化し、多様な働き方に対応できなくなっている。また、非正規労働には処遇面（給与・昇進・雇用安定・キャリア形成）などの問題があり、正規労働においては長時間労働やサービス残業などの問題がある。
待機児童問題	保育所を必要とする家庭が増え、特に人口の多い都市部を中心に待機児童問題が解消できないままとなっている。1990年代初め（バブル経済崩壊後）以降、共働き世帯が専業主婦世帯を上回っているのが現状。
介護離職	家族の介護を抱えている労働者が仕事と介護を両立できず、介護のために離職すること。介護は育児と異なり突発的に問題が発生することや、介護を行う期間・方策も多種多様であることから、仕事と介護の両立が困難となることも生じている。現政権においては「介護離職ゼロ」を目標とする政策を展開している。
ダブル・ケア	親の介護と子育てを同時にしなければならない状況。少子化と高齢化の同時進行が続いていること、また晩婚化により出産年齢が高齢化していることなどにより、近年注目され始めている社会問題の一つ。
LGBT	L=レズビアン、G=ゲイ、B=バイセクシュアル、T=トランスジェンダーの頭文字をつないだ言葉で性的少数者を意味する。なお、トランスジェンダーについては医学上の診断名「性同一性障害」よりも広い概念とされる場合もある。
リベンジポルノ防止法	正式には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」。近年のSNSの急速な発達とともに問題化し、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的として施行された。
マタニティ・ハラスメント	職場において、妊娠や出産をしたことが業務上支障をきたすという理由で行われる、精神的・肉体的な嫌がらせ。妊娠・出産を理由とする不利益な取り扱いが男女雇用機会均等法等により禁止されている。
ジェンダー統計	国連の定義では、「ジェンダー統計とは、生活のあらゆる分野の女性と男性の状況における差異及び不平等を適切に反映している統計」と定義されている。社会的・文化的に形成された男女の生活や意識における偏り、格差、差別を明らかにする統計であり、データが性別に収集・表章されること、ジェンダー問題を映し出していること、男女の多様性を反映していることなどがその要件とされている。

参考：市の総合計画（第4次基本構想・後期基本計画）

小金井しあわせプラン

将来像	「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」
4つの計画分野	1. みどりがあふれる快適で人にやさしいまち（環境と都市基盤）
	2. ふれあいと活力のあるまち（地域と経済）
	3. 豊かな人間性と次世代の夢を育むまち（文化と教育）
	4. 誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち（福祉と健康）
後期基本計画（平成 28 年度～平成 32 年度）	
<重点プロジェクト>	
1. みどりと環境プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ◎みどりを保全・創出し、市内のどこでも身近にみどりを感じられる、みどりがあふれるまち ◎ごみ処理体制を確立し、3R の推進に取り組む、ごみゼロタウン小金井を目指すまち ◎地球温暖化対策などが推進され、公害の少ない環境にやさしいまち
2. まちのにぎわい創出プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ◎駅周辺のまちづくりと都市計画道路などの整備が進んだ利便性の高いまち ◎駅前コミュニティ広場や市民交流センターなどを中心に、市内の商店街などがにぎわう、活力のあるまち ◎魅力あるイベント・商店街と地元の農産物や様々な名物があり、市内外から多くの人を訪れ、楽しめるまち
3. 子育て・子育て応援プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ◎安心して子どもを産み育てることができる、子育てが楽しくなるまち ◎次世代を担う子どもたちが夢を持ってのびのびと育つ、子どもの笑顔があふれるまち ◎児童生徒一人ひとりが夢を持っていきいきと学習できる、地域に開かれた学校のあるまち
4. 生涯いきいき安心プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ◎高齢者が地域で活躍し、生きがいをもっていきいきと暮らしているまち ◎充実した高齢者への生活支援により、関わりが必要な高齢者も安心して暮らせるまち ◎気軽にスポーツに親しめ、充実した医療体制の下で健やかに暮らせる健康長寿のまち
5. 共生社会推進プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ◎障がいのある人もない人も、心豊かに、誰もがいきいきと暮らせるノーマライゼーションのまち ◎人権を尊重し、ワーク・ライフ・バランスを大切にする、男女共同参画のまち ◎誰もが不安なく暮らすことができる、安全・安心なまち
6. きずなを結ぶまちづくりプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ◎子どもから大人まで誰もが地域での生活を楽しみ、ふれあいとつながりがうまれる、きずなを結ぶまち ◎様々な分野で、幅広い世代が参加してまちづくりを進める、参加と協働のまち ◎市民ニーズを起点として、幅広い市民の参加と協働によって進められる行政

■ 小金井市の現行計画の状況

【条例】

小金井市男女平等基本条例

【基本理念】

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして

【施策体系】

基本目標	主要施策
I 互いに認めあい、男女平等意識を備えたひとを育む	意識啓発、教育、学習
II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	就業環境、女性就労支援、 育児・介護支援、家庭の状況に応じた支援 市民活動、生涯を通じた健康支援
III 人権を侵害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る (DV対策基本計画)	DV防止、被害者支援、相談・連携体制 セクハラ、ストーカー、虐待対策
IV 男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる	方針決定への参画促進、庁内推進体制

- 現在の計画においても、取り組みの分野はすでに網羅されている。
→ 個別施策における具体的な取組状況の整理と充実が中心。
- 新たな法律（女性活躍推進法）への対応が必要となる。
→ 目標Ⅲ（DV対策）のように目標立てする、または主要施策の中で位置付けを明確にする。
- 仕組みづくりの一つとして、市としてのジェンダー統計及び重要施策における数値目標・指標の整備を検討する。

(参考) 国の第3次計画と第4次計画との構成の違い

<第3次計画>

第1部 基本的な方針

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画
- 第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 第5分野 男女の仕事と生活の調和
- 第6分野 活力ある農村漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
- 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
- 第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- 第9分野 女性の対するあらゆる暴力の根絶
- 第10分野 生涯を通じた女性の健康支援
- 第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画
- 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進
- 第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
- 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

第3部 推進体制

<ポイント>

- ・ 目的を異にする計画分野が混在しており、計画全体のターゲットが分かりにくいことから、目的別の大分類となる3本柱を設定
- ・ 計画の施策が広範にわたり、特に注力すべき重点項目が分かりにくいことから、重要なステークホルダーとなる「男性」の視点を計画全体にわたる視点に位置付けるとともに、「防災・復興」の独立、推進体制への「地域の推進基盤づくり」の追加などを実施

<第4次計画>

第1部 基本的な方針

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

I あらゆる分野における女性の活躍推進

- 第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
※旧第2分野（慣行）及び旧第3分野（男性）を充実、女性の活躍推進を独立
- 第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
※各分野に散らばっていた女性の参画拡大のための取組を統合
- 第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
※旧第4分野（雇用）及び旧第5分野（仕事と生活の調和）を統合
- 第4分野 地域・農村漁村、環境分野における男女共同参画の推進
※旧第6分野（農村漁村）及び第14分野（地域・防災・環境）の一部を統合
- 第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

- 第6分野 生涯を通じた女性の健康支援
- 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
※旧第7分野（貧困等生活上の困難）と旧第8分野（高齢者等）を統合

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
※子育て介護支援含む
- 第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
※旧第14分野（地域・防災・環境）のうち防災部分を独立
- 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

- ※ジェンダー統計、予算編成・立法過程、地域の推進体制等を追加

第6期小金井市男女平等推進審議会における 意識調査・提言案に対する意見について

【意識調査について】

<意識調査項目について>

- ・ワーク・ライフ・バランスの視点を入れることは大切にしたい。
- ・これからの問題として介護について、設問を設けたい。

<報告書作成について>

- ・なるべくクロス集計をして、分析をしてほしい。（例：年代別、職員の職層別など）
- ・前回調査、他自治体等との比較をしてほしい。

<調査対象及び回収率向上について>

- ・これからの世代の声をなるべく聞けるように工夫できるとよい。
（例：QRコード等を利用して、インターネットでの回答ができるようにする。）

【今後の行動計画の策定について】

<男女共同参画施策として実施している事業のさらなる広報や啓発活動の強化>

- ・市民、職員ともに認知度が低いので、高めるための広報や啓発の手法についてさらに考えた方がよい。

<ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、子育て支援策である保育園や学童保育施設などのさらなる環境整備を>

- ・施策要望では、女性が働きやすい環境づくりの推進や、子育て支援策の充実が多くを占めている。また、女性の方が、いろいろな施策に対して要望している率が高いので、今後の計画策定に活かしてほしい。

<DV相談等だれでもが相談しやすい相談窓口づくりを>

- ・相談は入口が大切、どんな些細なことも相談していいというメッセージを発信することが大切。
- ・DV相談だけではなく、市民が市と関わるさまざまな機会を捉えて、相談してと発信することが大切。（例：乳幼児相談等）

<計画策定過程で市民説明会を実施するなど、行政のみならず市民が意見交換や交流ができる場を設けること>

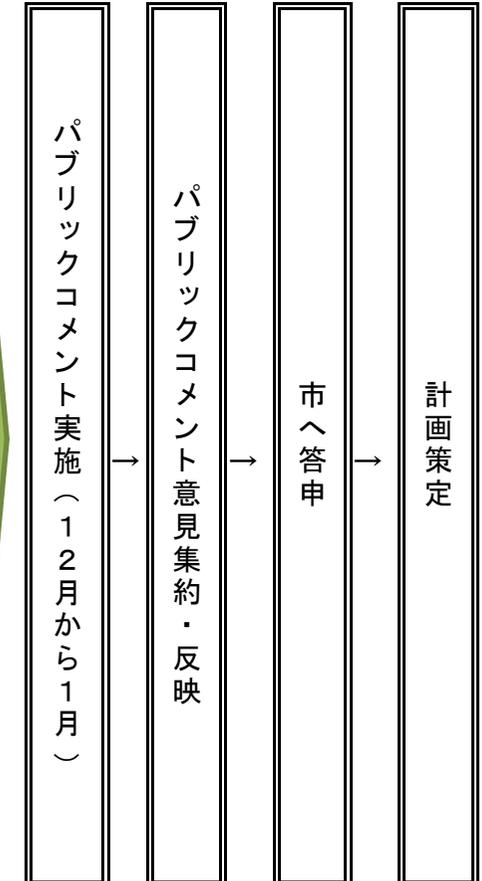
- ・認知度を高める手法として、市民説明会など実施するとよいのではないか。
- ・男女共同参画室と関わりのある市民や団体等が市民説明会などで、意見交換などできるとよいのではないか。

<全体として>

- ・「ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす」、「男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる」ことは、引き続き取り組む課題ではないか。
- ・介護については、今後重要となる課題。大切な視点として捉えてほしい。

市民懇談会の開催時期と内容について

市民懇談会			
	①	②	③
開催時期	パブリックコメントよりだいぶ前	パブリックコメントの少し前	パブリックコメント直前 または同時
時期	8月頃	10月・11月	12月初旬
概要	課題の洗い出し・確認	計画素案の提示、方向性の確認 施策展開への反映	計画案の説明 パブコメ実施案内
メリット	・課題を広くとらえることができる	・ある程度固まった素案を提示し 意見を求めることができる ・具体的にどの部分への意見な のか、ある程度明瞭に把握できる	・計画案としてまとまりあるものを 提示することができる ・直後に始まるパブリックコメント につなげることができる
デメリット	・提示できる内容が未確定 ・意見を計画のどこに反映したか は不明瞭な面もでてくる	・大幅な方針変更は難しい	・計画案として固まっているのでこ の段階での変更は難しい (計画への反映はパブリックコメン トを通じてとなる)
参加者 募集	・市報を通じて呼びかけ ・団体等への呼びかけ ・無作為抽出選定 ・広報掲示板へポスター掲示	・市報を通じて呼びかけ ・団体等への呼びかけ ・無作為抽出選定 ・広報掲示板へポスター掲示 ・「こがねいパレット」で呼びかけ	・市報を通じて呼びかけ ・団体等への呼びかけ ・無作為抽出選定 ・広報掲示板へポスター掲示



○小金井市市民参加条例（抜粋）

平成15年6月26日条例第27号

前文

市政の主役は、市民です。市政をどのように運営するかによって、小金井市で生活する市民の暮らしは大きく左右されます。

また、市政に市民がどのようにかかわるかによって、市政運営のあり方は大きく変わってきます。したがって、市民の望むところを市政に積極的にいかしていくことは当然です。

しかし、市民の価値観や要求が多様で、その個性化が著しい今日において、市民の意見や要求を的確かつ迅速に市政に反映させるためには、種々の手段が必要です。そして、その手段は、市民に十分理解されるだけでなく、市民が利用しやすいものでなければなりません。

小金井市では、誰にとっても暮らしやすいまちであることを願い、市民の市政への参加と協働についての手段を制度として具体化し、市民の望む市政が保障できるよう、ここに小金井市市民参加条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、小金井市（以下「市」という。）における、市民の市政への参加及び協働についての必要な事項を定め、もって多様な市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を円滑に進めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）市民参加 市の政策立案、実施及びその評価に、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。
- （2）協働 市民及び市が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して市政を充実させ、又は発展させることをいう。
- （3）附属機関等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置する機関をいう。

(4) 市民の提言制度 市の施策原案に対する市民の書面等による意見の表示によって行う市民参加の方法をいう。

(基本理念)

第3条 市民及び市は、市民参加及び協働の前提条件として市政に役立つ情報の共有が不可欠であることにかんがみ、互いにこれに努めるものとする。

2 市民参加及び協働に当たっては、何人も互いの意見が平等に扱われることを自覚し、積極的に発言しない市民のみならず、市内に居住する未成年者、市内に通勤もしくは通学する者、市内に事務所もしくは事業所等の活動拠点を有する法人その他の団体又は市内に暮らす外国籍を有する者の意向にも配慮するとともに、異なる意見を有する者の意見も尊重し、あらゆる関係者相互の信頼関係を築くことに努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、市民に対し、適切な時期に、市の政策立案、その決定、実施の理由及び内容、その内容を具体化する手段及び市の政策実施の評価並びに市民参加の方法について、市民に分かりやすい方法で十分に説明する責務を負う。

2 市は、市民の市政に対する要求及び意見を誠実に受け止め、処理しなければならない。この場合において、市は、そのための窓口を保障しなければならない。

3 前2項の規定は、市が他の自治体等と共同又は協力して行う事業で、市民生活に影響を与えるものについても適用があるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、市民参加及び協働の目的を自覚し、市と共に市政運営が円滑に進むよう努めなければならない。

第5章 市民の提言制度

(市民の提言制度)

第15条 市の施策原案に対して、市が市民に提言を求める制度は、本条の定めるところによる。

2 市は、市民の提言制度の実施に当たっては、対象事項の内容、市民の意見の提示方法及び提出先並びに提示された意見の扱い方について、あらかじめ公表しなければならない。

3 市は、市民の提言方法について、多様な方法を保障しなければならない。

4 市民の意見の提示期間は、原則として1か月以上とする。

5 市は、市民の提言制度の実施結果及びその扱いについて、速やかに公表しなければならない。

○小金井市市民参加条例施行規則 (抜粋)

平成16年3月4日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市市民参加条例(平成15年条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市民の提言制度の対象事項)

第17条 条例第15条第1項の施策原案は、次に掲げるものとし、その制定、改廃、策定等を行う場合において市民に提言を求めるものとする。

(1) 次に掲げる条例の案

ア 市の基本的な制度を定める条例

イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例

ウ 市民に義務を課し、又はその権利を制限する条例

(2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則等

(3) 基本構想等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画

(4) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(適用除外)

第18条 前条の規定にかかわらず、施策原案が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第15条の規定による市民の提言制度は、適用しない。

(1) 迅速又は緊急に定める必要があるため、市民の提言制度を実施することが困難なものであるとき。

(2) 金銭の徴収又は予算の定めるところにより行う金銭の給付に関するものであるとき。

(3) 他の法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他の市民の提言制度を実施することを要しない軽微な変更を行うものであるとき。

(4) 法令その他の規定により、縦覧、意見書の提出その他市民の提言制度と同様の手続を行って定めるものであるとき。

(5) 附属機関等が市民の提言制度に準じた手続を経て定めた報告、答申等に基づき定めるものであるとき。

(6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議して定めるものであるとき。

2 施策原案が前項第1号に該当する場合は、その理由を公表するものとする。この場合においては、次条第4項の規定を準用する。

（事前の公表事項）

第19条 条例第15条第2項の規定に基づくあらかじめ公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施策の名称及び内容

(2) 施策の処理方針に関する市の原案及びこれに関する資料

(3) 意見の提出先、提示方法及び提示期間

(4) 意見を提示することができるものの範囲

(5) 提示された意見の扱い方

(6) 検討結果の公表予定時期

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項第2号に規定する資料は、施策原案の趣旨、目的、概要その他の当該施策原案を理解するために必要な情報とする。

3 第1項第6号の検討結果の公表予定時期に公表できない場合は、その理由及び新たな検討結果の公表予定時期を公表しなければならない。

4 第1項及び前項の規定による公表は、市長が指定する場所での閲覧又は配布、インターネットを利用した閲覧等の方法により行うものとする。

（意見の提示方法等）

第20条 市長が市民の提言を募集するときは、直接持参、郵便、ファクシミリ等できる限り提言する市民の利便を考慮した方法によるものとする。

2 意見を提出しようとする市民は原則として住所、氏名等を、法人その他の団体にあつては所在地、団体名、代表者の氏名等を明らかにしなければならない。

3 第1項の募集に係る市民の意見の提示期間は、条例第15条第4項に定める期間とし、意見の提示を求める施策等の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（検討結果の公表）

第21条 市長は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとする。

(1) 提出された意見の全文（提出された意見がなかった場合にあつては、その旨）

(2) 提出された意見の検討結果及びその理由

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第1号の提出された意見の全文に代えて、当該提出された意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合において、当該公表の後遅滞なく、当該提出された意見の全文を事務室への備付けその他の適当な方法により公表しなければならない。

3 前2項の規定により提出された意見の全文を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、情報公開条例第5条各号に規定する内容に該当するとき、その他正当な理由があるときは、当該提出された意見の全部又は一部を公表しないことができる。

4 第19条第4項の規定は、第1項の規定による公表の方法について準用する。